

## 障がいがあると思われる お子さんの保護者の方へ

学校教育課 ☎ 66・1165

県教育委員会では、お子さんが就学するときの参考にしていただくため、早期教育相談や体験入学を行っています。

◆早期教育相談(東三河地区)  
とき 8月5日(木)・6日(金)  
午前9時～午後4時  
ところ 東三河総合庁舎3階  
(豊橋市八町通5の4)  
対象 3歳～平成23年度に

小学校へ入学するお子さんの保護者で、子育てで気になることがある方など、就学について相談したい方。  
申し込み 7月9日(金)までに  
学校教育課または、東三河教育事務所就学担当(☎0532・54・5111)へ。

◆県立養護学校体験入学  
対象 来年度、小・中・高等学校へ入学予定で、障がいがあると思われるお子さんとその保護者  
○豊川養護学校  
☎88・25533  
知的な発達の違いや情緒に障がいのある子対象

体験入学 7月21日(水)、10月25日(月)

### ○豊橋養護学校

☎0532・61・8118  
手足の不自由な子

体験入学 9月3日(金)、10月22日(金)

### ○大府養護学校

☎0562・48・5311  
病気で入院している子対象

体験入学 10月15日(金)、11月16日(水)

申込・問合せ 各学校へ直接  
電話してください。

※指定日以外でも随時相談を受け付けています。

## 国民健康保険高齢受給者証を更新します

保険年金課 ☎ 66・1103

70歳以上の国民健康保険被保険者の方に交付している国民健康保険高齢受給者証(高齢受給者証)の有効期限は7月31日です。新しい高齢受給者証は7月末までに郵送します。8月以降、医療機関などを受診するときは、新しい高齢受給者証を窓口へ提示してください。有効期限の切れた高齢受給者証は、保険年金課または東・形原・西浦の各出張所へお返しください。

## 後期高齢者医療制度の 保険証を更新します

保険年金課 ☎ 66・1102

現在お持ちの後期高齢者医療保険証の有効期限は7月31日です。新しい保険証は、7月中旬から下旬に配達記録郵便でお送りします。受け取りの際、印鑑または署名が必要です。また、配達時に不在の場合は、郵便局へ再配達依頼をするか、直接受け取りに行ってください。郵便局での預かり期間後は保険年金課でお渡ししますので、現在お持ちの保険証を持ってお越しください。

また、後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書は同じ時期に別便でお送りします。

### ○新しい保険証は青色

保険証の色が、若草色から青色に変わります。

8月1日以降に医療機関などを受診するときは、必ず、新しい保険証を提示してください。有効期限の切れた保険証は、保険年金課または東・形原・西浦の各出張所へお返しください。

## 中学生入院医療費助成は申請が必要です

保険年金課 ☎ 66・1102

中学生の方が入院された場合、医療費の自己負担分を子ども医療で助成します。(ただし、障害者医療、母子家庭等医療を受給されている方は除きます。医療機関で自己負担額をお支払い後、保険年金課の窓口で払い戻しの申請をしてください。)

### 【申請に必要なもの】

保険証、印鑑、領収書、振込先の口座番号の分かるもの、保険者からの支給決定通知書(高額療養費に該当する場合のみ)

## 国民健康保険限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新と申請

保険年金課 ☎ 66・1103

### ●限度額適用認定証

国民健康保険被保険者が入院した場合、申請により入院費が所得に応じた自己負担限度額になります。

### ●標準負担額減額認定証

非課税世帯の国民健康保険被保険者が入院した場合、申

請により入院時の食事代(標準負担額)は左表のとおり減額されます。

区分	1食あたりの入院時食事代	
(参考)市県民税課税世帯	260円	
市県民税非課税世帯	90日まで入院	210円
	90日を越える入院(申請月から過去12カ月間の入院日数)	160円

※市県民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない世帯の70～74歳の方は、申請により入院日数に関わりなく100円。

認定証の更新 現在、交付されている限度額適用認定証および標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日です。現在入院中で、認定証の交付を受けている方は、必ず7月中に更新手続きをしてください。

認定証の申請 随時受け付けていますので、必要な方は申請をしてください。

手続きに必要なもの  
保険証、印鑑、認定証(お持ちの方)